

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 41(オ)1406	原審裁判所名	高松高等裁判所
事件名	家屋収去、土地明渡請求	原審事件番号	昭和 41(ネ)131
裁判年月日	昭和 42 年 7 月 6 日	原審裁判年月日	昭和 41 年 10 月 12 日
法廷名	最高裁判所第一小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	民集 第 21 卷 6 号 1543 頁		

判示事項	建物とともに敷地賃借権が転々譲渡された場合と建物買取請求権
裁判要旨	建物とともに敷地の賃借権が転々譲渡され、賃借権の各譲渡について賃貸人の承諾のない場合であつても、賃借権存続期間中に譲りうけた最後の譲受人は、建物買取請求権を有する。

全 文	
主 文	
	本件上告を棄却する。 上告費用は上告人らの負担とする。
理 由	
	上告代理人佐伯源の上告理由第一点について。 原判決は第一審判決理由を引用しており、第一審判決が所論の点につき認定、判断をしていることは明らかである。それ故、原判決には所論の違法はない。 同第二点および第四点について。 原審の確定した事実関係のもとにおいては、本件土地の使用関係をもつて、相当の対価を伴った有償の借地契約であつたと認めるのが相当である旨の原審の判断は是認でき、所論の違法は認められない。 同第三点について。 <u>建物と共に敷地の賃借権が転々譲渡され、賃借権の各譲渡につき賃貸人の承諾のない場合であつても、賃借権存続期間内である限りは、最後の譲受人は建物買取請求権を有するものと解すべきである</u> （昭和九年四月二四日大審院判決、民集一三卷五五一頁参照）。これと異なる所論は採るをえない。論旨は理由がない。 よって、民訴法四〇一条、九五条、八九条、九三条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。 （裁判長裁判官 入江俊郎 裁判官 長部謹吾 裁判官 松田二郎 裁判官 岩田誠 裁判官 大隅健一郎）

※参考：判例タイムズ 210 号 147 頁、判例時報 493 号 34 頁、最新・不動産取引の判例(RETIO) 930 頁